

入札制度等の改正概要について

令和6年3月 福島県入札監理課

第1 総合評価方式の改正

1 評価項目の見直しについて 【工事関係】

(1) 「災害時の出動実績又は応援協定の締結」の見直し

「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」に係る出動実績等については、災害時と同等の作業を実施しているため地域社会に対する貢献度として現行の評価対象に加えます。

	改正後（令和6年4月以降）			現行（令和6年3月まで）		
	評価基準	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	評価基準	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
上位	災害時出動実績かつ 災害応援協定締結 若しくは <u>家畜伝染病発生時の 出動実績かつ家畜防 疫協定締結</u>	3.5点 (3.0点)	1.75点 (1.50点)	災害時出動実績かつ 災害応援協定締結	3.5点 (3.0点)	1.75点 (1.50点)
中位	災害時の出動実績 若しくは <u>家畜伝染病発生時の 出動実績</u>	3.0点 (2.5点)	1.50点 (1.25点)	災害時の出動実績	3.0点 (2.5点)	1.50点 (1.25点)
下位	災害応援協定締結 若しくは <u>家畜防疫協定締結 (訓練参加を含む)</u>	2.0点 (1.5点)	1.00点 (0.75点)	災害応援協定締結	2.0点 (1.5点)	1.00点 (0.75点)

※ () の点数は国又は市町村管理施設に関する災害時出動実績、災害応援協定締結の場合の加算点

- ・ 中位の家畜伝染病発生時の出動実績については、家畜防疫協定締結の有無に関わらず評価対象とします。

(2) 「除雪・維持補修業務の履行実績」の見直し

地域の安全・安心を支える地元企業を広く評価するため、中位点を設けます。

また、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事においても維持補修を実施していることから維持補修の実績を評価対象とします。

	改正後（令和6年4月以降）			現行（令和6年3月まで）		
	評価基準	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型	評価基準	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
上位	①5年度連続する除雪と維持補修の実績	3.5点	1.75点	①5年度連続する除雪と維持補修の実績	3.5点	1.75点
	②過去5年度以内の福島県道路除雪表彰	(3.0点)	(1.50点)	②過去5年度以内の福島県道路除雪表彰	(3.0点)	(1.50点)
中位	<u>5年度連続する除雪</u> <u>又は維持補修の実績</u>	<u>2.5点</u> <u>(2.0点)</u>	<u>1.25点</u> <u>(1.00点)</u>	—	—	—
下位	過去3年以内に1件以上の実績	2.0点 (1.5点)	1.00点 (0.75点)	過去3年以内に1件以上の実績	2.0点 (1.5点)	1.00点 (0.75点)

※（ ）：国又は市町村管理施設の実績の場合の加算点

- ・ 建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事も評価対象とする。
対象となる評価項目は維持補修業務とし、除雪業務は評価対象外とする。
評価対象施設は発注する工事内容に応じた公共施設とする。

【評価例】

発注する工事内容	評価対象施設
庁舎の外壁改修工事〔建築工事〕	学校、行政庁舎、公営住宅等の公共の用に供する建築物に係る建築・電気設備・暖冷房衛生設備に関する維持補修業務
学校のトイレ更新工事〔暖冷房衛生設備工事〕	

- ・ 維持補修業務の評価対象は自然災害や突発的な事象に対する緊急対応となります。
なお、年間を通じて、国・県・市町村と契約をした維持補修業務も評価対象となりますが、定期的な点検業務等や数量、期間が決まっている業務は評価対象となりません。

(3) 「ふくしまME資格保有」の見直し

企業の技術力向上及び品質確保を図るため、ふくしまME資格保有を評価対象とする類型を拡大します。

更に、標準型及び簡易型において基礎コースと上位コース（防災又は保全コース）の評価を差別化します。

ふくしまME 資格保有	改正後（令和6年4月以降）		現行（令和6年3月まで）	
	標準型 簡易型	<u>特別簡易型</u> <u>地域密着型</u>	標準型 簡易型	特別簡易型 地域密着型
<u>上位コース</u> (<u>防災又は保全</u>)	<u>0.50点</u>	—	0.25点	—
<u>基礎コース</u>	0.25点	<u>0.25点</u>	0.25点	—

- ・ 対象は発注種別が一般土木工事及び舗装工事の場合とする。
- ・ 上位コースを評価対象とする場合は、工事内容により対象コースを設定する。

設定例

【工事】

対象コース	対象施設	工事内容	発注種別
防災	・ 下記（保全コース対象施設） 以外の施設 等 (例) 道路、河川、海岸、砂防、 急傾斜地、カルバート、シェッ ド、トンネル、用排水施設 等	・ 道路改良工、築堤工、護岸工、埋立護 岸工、砂防えん堤工、擁壁工、落石防護 柵工、カルバート工、シェッド工、トン ネル工、用水路工、谷止工、杭工 等	一般 土木
保全	・ 橋梁	・ 橋梁下部工、橋梁補修工 等	
	・ 舗装（道路、堤防、空港等）	・ 舗装工（アスファルト、コンクリート） ・ 舗装補修工、路上再生路盤工 等	舗装

【委託業務】

対象コース	対象施設	業務内容	発注種別
防災	・ 下記（保全コース対象施設） 以外の施設 等	・ 上表「【工事】工事内容」に記載され ている工事内容に伴う、調査、測量及び 設計委託業務 等	調査 ・ 測量 ・ 設計
保全	・ 橋梁 ・ 舗装（道路、堤防、空港等）		

(4) 「ICT活用工事」の見直し

ICT活用工事実施要領の改正により、対象工事等が緩和されたため、評価対象を特別簡易型にまで拡大します。

改正後（令和6年4月以降）		現行（令和6年3月まで）	
標準型、簡易型、 特別簡易型	地域密着型	標準型、簡易型	特別簡易型、 地域密着型
0.25点	—	0.25点	—

- ・ 対象は発注種別が一般土木工事及び舗装工事の場合。
- ・ 評価対象は発注工事と同一の発注種別の実績がある場合に限ります。

(5) 「技術者確保数（技能士の活用）」の見直し

技術者確保数について、入札参加者の公平性確保の観点から技能士を活用する際の評価基準について見直します。

改正後（令和6年4月以降）	現行（令和6年3月まで）
【技術者確保数】 : 監理技術者等が指定人数いれば加点 （標準型9人、簡易型4人） または 【技能士の活用】 : <u>指定した資格の1級技能士を合算して指定人数いれば加点</u>	【技術者確保数】 : 監理技術者等が指定人数いれば加点 （標準型9人、簡易型4人） または 【技能士の活用】 : 技能士が1人いれば加点 （技能士資格が設定されている場合）
0.5点	0.5点

2 評価項目の見直しについて 【測量等委託業務関係】

(1) 「業務成績」の評価について（企業の技術力）

80点以上の業務成績評定を企業の技術力で評価することにより、企業の品質管理能力を評価し成果物の品質確保を図ります。

(2) 「優良委託業務表彰」の評価について

優良土木・建築委託業務表彰の受賞実績を評価することにより、企業の技術力を評価し成果物の品質確保を図ります。

(3) 「ふくしまME資格保有」の見直し

企業の技術力向上及び品質確保を図るため、基礎コースと上位コース（防災又は保全コース）の評価を差別化します。

企業の技術力	改正後（令和6年4月以降）			現行（令和6年3月まで）		
	標準型	簡易型 提案型	簡易型 技術者型	標準型	簡易型 提案型	簡易型 技術者型
同種・類似業務実績	1.5点	1.5点	1.5点	1.5点	1.5点	1.5点
業務成績						
85点以上	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	—	—	—
80点以上85点未満	<u>0.5点</u>	<u>0.5点</u>	<u>0.5点</u>	—	—	—
優良委託業務表彰	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	—	—	—
品質管理能力	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点
ふくしまME資格保有						
<u>上位コース</u> <u>（防災又は保全）</u>	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	<u>1.0点</u>	0.5点	0.5点	0.5点
<u>基礎コース</u>	<u>0.5点</u>	<u>0.5点</u>	<u>0.5点</u>			

- ・ 上位コースを評価対象とする場合は、業務内容により対象コースを設定する。
- ・ 設定例は「1（3）「ふくしまME資格保有」の見直し 設定例【委託業務】」を参照。

3 適用年月日

令和6年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

第2 入札・契約制度に関する改正

1 電子保証の導入（福島県工事請負契約約款）

公共工事の契約保証・前払金保証・中間前払金保証に係る保証証書について、インターネットを通じて電子的に提出することを可能とします。

（令和6年4月1日以降に入札公告する案件から適用）

※書面による保証証書の提出も引き続き可能です。

2 入札時の委任状について（福島県工事等競争入札心得）

入札時に添付する「委任状」（別紙4）の押印を省略する場合、入札書と同様に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載を要することとします。

3 工事等入札における質問方法等について

入札公告における「設計図書等の質問」、「その他の質問」及び疑義申立て書の提出方法等については、電話・ファクシミリ・電子メールとしていましたが、事務の効率化・ファクシミリ誤送信防止の観点から、原則、電子メールでの質問受付とします。

※設計図書の質問書、疑義申立て書等は各様式に記載したものを電子メールに添付し、提出してください。

なお、メール本文に質問等を記載する方法では行わないでください。

※電子メールの件名及び添付するファイル名は次のとおりとしてください。

件名及びファイル名：【提出書類名】工事・委託業務番号下4ケタ（会社名）

例：【設計図書の質問書】0001（（株）〇〇〇〇）

例：【疑義申立書】0005（（株）〇〇〇〇）